

第4回NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会 議事録

日時 平成25年1月29日 10:00～12:00

場所 道庁本庁舎1階 総合政策部会議室

(事務局：長谷川課長)

道民生活課長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中、本委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

それではただいまから、NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、事務局を代表して、環境生活部くらし安全局長の浜田から、ご挨拶申し上げます。

(浜田局長)

本日は、お忙しいところ、委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。昨年7月に第3回の委員会を開催しまして、委員の方々から道における個別指定の基準を定めるにあたりましてのご意見をいただいたところでございます。

その後、道内のNPO法人の活動実態調査をし、公益的な活動状況や組織状況についてデータを収集いたしました。

その際には、皆様から調査内容に対するご意見やご助言をいただきまして、誠にありがとうございました。

結果につきましては、お手元に参考資料として配付させていただいております。

本日はこれまでの検討委員会における議論を踏まえまして、調査結果のデータを参考に、個別指定の条例制定の考え方と指定にあたっての具体的な基準をたたき台として提示させていただいておりますので、委員の皆様それぞれのお立場から多くのご意見をいただきたいと思っております。

報告ですが、国から認定事務を移管されまして、1月23日に北海道として初めて認定NPO法人を認定しました。

認定となりましたのは、南富良野町の条例個別指定を受けている、「特定非営利活動法人どんころ野外学校」でございます。

道としましても、これから道内において認定NPO法人が着実に増え、新しい公共の担い手として活躍されることを期待したいと思います。

本日は個別指定の考え方につきまして、皆様から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶といたします。本日はよろしくお願ひします。

(事務局：長谷川課長)

本日の委員会には、オブザーバーといたしまして、前回と同様に札幌市の市民活動促進担当課の廣瀬さんと道の税務課の土屋主査にご出席いただいております。

(事務局：長谷川課長)

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事の進行につきましては、笹山委員長にお願ひいたします。

(笹山委員長)

よろしくお願ひいたします。

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

本日の議事は「道における個別指定の基準について」です。

この度、条例制定の考え方及び個別指定の具体的な基準について、道から提案いただきましたが、まずは、資料1の「条例制定に係る基本的な考え方」について、ご意見をいただき、その後、資料4「公益性要件の基準のたたき台と考え方」に基づき「指定法人が適合すべき基準」について、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、資料1「条例制定に係る基本的な考え方」について、事務局から説明をお願ひします。

(事務局：福田主幹)

道民生活課の協働推進グループの福田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1の「条例制定に係る基本的な考え方」について、資料1と資料2、参考資料を使用してご説明します。

資料1をご覧ください。

標題が長くなっておりますが、「地方税法第37条の2第1項第4号の規定」は「道府県の条例で個別指定した寄附金については個人住民税の控除対象とする」という規定で、道がこの寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための条例を制定するにあたっての基本的な考え方をたたき台として記載しています。

2の「条例制定の目的」ですが、条例の目的として、「NPO法人が寄附を受けやすい環境を整備することにより、市民活動を支える寄附の気運を高め、その自立的活動を支援する」ことを目的としています。

次に、3の「基本的な考え方」をご覧ください。ここでは、どのようなNPO法人を対象とするのかについての5つの概念を定義しています。

(1)は、「北海道内に主たる事務所を置き、北海道内で活動するNPO法人」とし、具体的には北海道及び札幌市が所轄する法人を対象とします。従たる事務所を含めるか、という点については議論があるのではないかと思います。所轄庁としてその活動を掌握している、つまり毎年度、事業報告書等の提出を受けている法人を対象としようとするものです。

参考資料1をご覧ください。

これは、前回の配付資料ですが、個別指定基準の考え方として委員の皆様にご承認いただいた内容です。この真ん中、「第2公益性要件」の「(2)公益性を向上させる要件」としてアの道民からの認知、イの他主体との協働、ウの活動を支える組織の成熟の3つの要件のいずれも満たすこととしています。この考え方を資料1の3の(2)から(4)に反映しています。

(5)については、条例個別指定が認定NPO法人の認定につながる重要な要件であることを踏まえ、寄附者が所得税の寄附金控除を受けることができるよう、条例個別指定により認定NPO法人を目指すNPO法人を支援します。

4の「制定予定の条例」をご覧ください。

北海道が制定する条例は(1)と(2)の2つです。

一つは、「特定非営利活動法人を指定する条例」ですが、指定法人として個別の法人名称及び主たる事務所の所在地を明記するものです。

もう一つは、「特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める条例」です。

次の5をご覧ください。

指定法人が適合すべき基準の考え方について、ご説明します。

道内NPO法人の「活動実態調査」の結果をみると、道内のNPO法人にとって認定NPO法人のPST要件を満たすことは相当な困難を伴うものと考えられます。

条例個別指定は、認定NPO法人制度のPST要件を満たしているものとして取り扱われますので、北海道においては相対値基準及び絶対値基準を軽減するとともに、一定の努力によってPST要件への適合につながるような基準と組み合わせて、総合的に道民の支持を受けている、あるいは道民からその活動が認知されていると判断することができるNPO法人を指定することにより、認定NPO法人を目指すNPO法人を支援する仕組みを構築します。

この仕組みについては、資料2をご覧ください。

このフロー図は、道内のNPO法人が認定NPO法人としての認定を目指すための道筋を示しています。

真ん中、認定NPO法人の認定基準を満たしている法人の場合は、そのまま認定を受けます。

左側。設立から5年未満の法人は、活動実績が浅いため、なかなかPST要件を満たすことは難しいことなどから、PST要件が免除される仮認定を受けることができます。有効期間は3年で、更新はありません。暫定措置として、H27.3までは設立後5年以上の法人も申請することができます。

右側が道の条例個別指定です。認定の基準を満たしていなくても、北海道が定める基準を満たす場合は、条例による指定法人として指定を受けることができます。条例個別指定された法人は、PST要件以外の基準を満たしており、また、認定基準であるPST要件を満たしているものから取り扱われることから、認定NPO法人の認定の申請が可能となります。

また、先ほどの「条例個別指定により認定NPO法人を目指すNPO法人を支援する」という基本的な考え方から、指定法人の有効期間は5年、更新は1回限りとして、指定法人は最大10年の間に認定基準のPST要件を満たすよう努力していただき、認定法人として継続的に頑張っていたいただきたいと考えます。

資料1に戻っていただき、2ページの6の「指定法人が適合すべき基準」については、資料3の基準に適合する法人を指定することとして、実績判定期間は2事業年度と考えています。

次に、7の指定の手続きを行わない場合、欠格事由については、認定制度と同様としています。

8の「審査」については、これまでの議論を踏まえ、「客観的でわかりやすい基準」を設定することにより、道による審査が可能になると考えています。

9の条例個別指定の有効期間及び指定更新については、先ほどフロー図で説明したとおりです。以下、10から次ページの13までの説明は割愛させていただきます。

最後に、14として「指定法人の責務」についてご説明します。指定された法人が自らの責任において取り組んでいただく事項です。とくに、(3)は前回の検討委員会で、「NPO法人は指定をとるだけではなく、指定をとった後にこうなりたい目標を掲げ、法人自体が活動していく中で地域への貢献性を意識しながら、成長していくような過程が重要」とのご意見を踏まえて、記載しております。

以上、資料1についての説明を終わらせていただきます。

(笹山委員長)

ありがとうございます。それでは、説明があった中で、ご質問はありませんか。

ご意見があれば、お伺いしたいと思いますですが、何かございませんか。

(小林委員)

資料1の3ページ目の9の「条例個別指定の有効期間及び更新」については、更新の回数を1回、最長10年ということでそれ以降は認定NPO法人の基準を満たすように努力して認定NPO法人を継続するようとの説明でしたが、国が条例個別指定を示した趣旨の一つには認定をとりづらい、要するに相対値基準や絶対値基準のようなパブリックサポート・テストにはなじまないような法人もあるのではないかとこの想定のもとに、各自治体に条例個別指定が委ねられていると思うのですが、10年という期限を設けた趣旨を説明していただきたい。

(事務局：福田主幹)

資料1の1ページの3の(5)の考え方、つまり「寄附者が所得税の寄附金控除を受ける」ためには認定法人にならなければならないので認定NPO法人になれるように、条例個別指定により認定NPO法人を目指すNPO法人を支援するという考え方に立っています。

このため、条例個別指定のメリットである道民税、市町村税を合わせて10%の寄附控除ということではなく、所得税も控除されるような法人として活躍していただきたいし、個別指定により認定法人になっていただいた暁には、寄附をたくさん受けてPST要件を満たして継続的に頑張っていたいただきたいという考えです。

地方自治体の個別指定については、例えば北海道の場合は、広い北海道のすべての市町村の状況を詳しくは分かりませんが、その市町村の法人のことを十分に把握することは、市町村に委ねなければならないのだらうと思います。北海道としては、認定NPO法人を目指す法人を支援する考え方に立ちますと、PST要件を満たし、さらにそれを継続していただくことがよろしかろうと考えているところです。

(笹山委員長)

よろしいですか。それでは、ほかにご意見はございますか。

(武岡委員)

資料1の3ページの「審査」について、審査は道が行い、第三者委員会をつくらないということですか。

(事務局：福田主幹)

基準を客観的なものとする方向でご意見をいただいておりますので、審査はそれほど難しくなくなると思います。また、北海道は広いので、道内のすべてのNPO法人のことを分かっている方は少ないと思いますし、第三者委員会を設けたとしても一律の基準で継続的に審査するのはかなり難しいと思いますので、このような客観的な基準に基づいて道が審査できるという考えで

す。

(武岡委員)

現地確認を実施するというのは難しいと思いますので、法人が所在する市町村と調整する、または情報交換するというのは盛り込めませんか。

(事務局：福田主幹)

権限移譲市町村には事業報告書が提出されていますので連携をとる必要がありますが、その他の市町村を含めて考えますと、基準に基づいて審査するという考えであれば、現地で法人が保管している会計書類を含めた証拠書類を確認することでほとんど足りるものと思います。

現に、認定審査におきまして、現地に行つて法人の資料を拝見しているところです。

基本的には市町村と連携をとる必要はそれほどないと考えています。

(武岡委員)

資料1の4ページの「指定法人の責務」で、前回の委員会の議論を踏まえて入れたというのは、(3)の部分ですか。

(事務局：福田主幹)

そうです。ご意見の内容を繰り返しますと、「NPO法人は指定をとるだけではなく、指定をとった後にこうなりたいと目標を掲げ、法人自らが活動していく中で、地域での貢献性を意識しながら成長していく過程が重要である。」とのご意見をいただいています。

ですから、指定法人になった暁には、活動の目標など掲げていただき公表していただきたいと考えています。

(武岡委員)

気になったのは、「インターネットの活用により」の部分ですが、「等」とかが入っていないので「インターネットだけ」と読み取れてしまうのではないかということです。

公表手段はインターネットに限らなくてもよいのではないかと思います。

他の都府県では、小さな法人についてはインターネットでの公表を義務づけていないところがあった記憶があります。もちろん、今どきインターネットで公表するのは当たり前となっている気がしますが、別の方法で地域に発信するようなことがあってもいいと思います。

(事務局：福田主幹)

まず一つには、認定NPO法人を目指していただく以上、寄附を集めなければなりません。

また、自分たちの考えを多くの人たちに伝えていただく必要もあります。

そうすると広くPRする手法としては、やはりインターネットの活用を求めるべきであろうと考えています。

どうしてもできない場合には、道が運用している市民活動団体情報提供システムがあり、このシステムには道内のNPO法人の情報をすべて載せており、所轄庁情報のほかに、団体がPRするコーナーを設けていますので、最終的にはそれを活用いただくということも考えて、インターネットの活用と記載しています。責務としての義務づけと考えています。

(小林委員)

3ページの1の審査について、道が審査するということですが、札幌市は検討途中だと思えますが、二つに分けていまして、形式的な要件や数値でわかるものについては事務局が審査し、ボランティア活動など数値で測れないものは学識者などで構成する審査会が判断するという考え方だと思えます。オブザーバーとして出席している札幌市の方からその考え方をお聞きしたいと思います。

(札幌市：廣瀬氏)

札幌市の場合は、第4回の検討委員会が明後日に控えているので、ただいま小林委員がおっしゃったことはその場での話になりますが、客観的に数字で判断できるものについては行政の方で審査は可能だと考えています。

一方で、札幌市の基準として想定しているものの中には、活動の内容ですとか、客観的にはなかなか評価できない総合評価的なものもあるので、そうしたものについては第三者委員会での審査が適切であろうと考えて、明後日の委員会に提示することを考えています。

(事務局：福田主幹)

札幌市内の法人については、委員の中にその法人のことをよくわかっている方がいると思うの

で審査が可能だと思います。

しかし、北海道の場合は、すべての法人のことを分かっている方はごくわずかであろうということを考えますと、公平性の面で委員会の審査は非常に厳しいと考えています。

ですから、基準についても客観的なものとして道が基準に基づいて審査するしかなかろうと考えています。

(五十嵐委員)

そうしますと、「必要に応じて現地確認」というのは、書類の確認に行くということでしたが、数値的で客観的なものは書類で送られてくるのであれば、現地確認ではおそらく活動の内容や、直接、法人の方と話をして姿勢等をみることになりますか。

(事務局：福田主幹)

もちろん活動の内容についてもお聞きしますが、基本的には(2)から(8)の基準に適合しているかを見ます。

具体的には、総会議事録、案内通知をはじめとした各種資料、閲覧資料の状況、会計上の証拠書類等を見ます。

提出資料だけでは足りないので、現地に行って確認することが必要になると思いますし、認定の場合も各種資料を見ますのでそれと同様です。

(三膳委員)

資料1の3の(3)に「行政をはじめ、企業、大学、研究機関等」と記載されていますが、わざわざこれらの機関を例示すると、これらの機関との関係をもっていなければならないのか、と捉えられてしまうのではないかと私たちの中で議論になりました。

NPO法人は自治会やNPO法人等、広く市民と活動している中で、こう書かれるとNPOは下請け状態であると受け取られる可能性もあります。

あえて「行政をはじめ、企業、大学、研究機関等」とした理由をおききたい。

(事務局：福田主幹)

協働の相手方を例示したところに特定しているわけではありません。どこまでが相手方となるのかについてはまだ手探りの状態です。例えば、町内会と連携する場合も、新しい公共の中でも想定されていますので、対象になると思いますが、あくまでも確認のできる内容であることが必要だと思います。資料3の2ページに「協働」の説明がありますが、このような考えなので、きちんと取組が確認できるものであれば基本的によいと思います。表現方法については、今後、見直すことが可能だと思います。

(笹山委員長)

この基本的な考え方は理念的なもので、マスト条件ではないということでしょうか。

(事務局：福田主幹)

まだまだ、広い範囲はあろうかと考えています。

(笹山委員長)

こういう方向でいくべきという理念的なものです。基本的にはよろしいかと思いますが。

(三膳委員)

資料1の3の(4)ですが、「一定期間の活動実績」とはどのくらいの期間ですか。

(事務局：福田主幹)

実績判定期間の2事業年度です。

(五十嵐委員)

資料1の1ページの2の条例制定の目的の2行目の「自律した地域づくり」の「自律」は「自立」ではありませんか。

(事務局：福田主幹)

これでまちがないと思いますが、確認します。

(笹山委員長)

資料1については、「自律」の「律」だけ確認するという以外はこの文面でよろしいですか。

(委員、全員了承)

(笹山委員長)

それでは、資料3「指定法人が適合すべき基準」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局：福田主幹）

それでは、「指定法人が適合すべき基準」について、資料3と資料4、参考資料を使用して、ご説明します。

資料3をご覧ください。資料3はさきほどご覧いただいた前回の検討委員会でご承認をいただきました参考資料1「個別指定基準の考え方」の基準を具体化した、たたき台です。

1 ページ目は、基本要件です。

1 としては、北海道内に主たる事務所を置くNPO法人であることとします。

以下2～8については、認定NPO法人の認定基準のうちの、PST要件を除く(2)～(8)の活動、運営、経理等の基準と同様の内容としています。

次に、2 ページ目をご覧ください。第2の公益性要件については、「1 公益性要件」として、認定NPO法人制度上のPST要件の相対値基準、絶対値基準を軽減した要件を、また、「2 公益性を向上させる要件」として、ア、イ、ウのとおり「道民からの認知」「他の主体との協働」「活動を支える組織の成熟」の3つの要件を設定しています。

資料4についてですが、これらの基準の考え方について説明します。

（以下、資料4に基づき説明）

次に、参考資料2をご覧ください。

他府県の条例制定の状況としましては、昨年12月に埼玉県が条例を施行しており、このほか鳥取県がパブコメを終えています。

他府県の基本要件の設定状況については、神奈川県が一部設定していない項目がありますが、京都府、大分県、埼玉県の3県は、PST要件以外の認定基準と同様の基準を設定しています。

次に、参考資料3をご覧ください。

他府県の公益性要件の設定基準を、道の設定基準に項目に合わせて一覧に整理したものです。

右端の欄が設定している府県名で、カッコ書きがパブコメ段階の県です。

次に、参考資料4をご覧ください。

道内のNPO法人が、今回たたき台としてお示した基準のうち「基本要件」をどの程度満たすことになるのかを、活動実態調査の集計データにより分析した表です。

基本要件についてですが、エ、オについては、エ又はオを満たせば基準に適合するものですから、この経理面では約7割、このほか、カ、キの活動内容については、基準に該当する法人の割合が比較的低いものの、その他はおおよそ8割以上が該当している状況です。

このため、回答率が約5割であることを考慮すると、単純計算で道内の全NPO法人のうち、だいたい3割から4割の法人が、活動内容を除いた基本要件を満たしているということになります。

次に、参考資料5をご覧ください。

これは、道内NPO法人が「公益性要件」をどのくらい満たすことになるのかを、活動実態調査の集計データにより分析した表です。

それぞれの項目について、基準数値以上を満たす法人の割合を（累積%）欄に整理していますので、参考としてください。

次に、参考資料6として、今回の活動実態調査の委託先となります「一般社団法人北海道総合研究調査会」から提出いただいたデータ集計結果を添付しています。

本日追加で配付した番号のない「資料」については、前回資料に埼玉県とパブコメ段階の鳥取県を追加したものです。

以上、「指定法人が適合する基準」についてご説明いたしました。

（笹山委員長）

「指定法人が適合すべき基準」について説明がありましたが、質問はございますか。

（浜田委員）

資料3の2ページに、「協働」について「協定書等の書面で確認できるものを対象とする」の「協定書等」には協定書のほかに何が想定されるのですか。

（事務局：福田主幹）

NPO法人同士で連携することもあり得ると思いますし、その場合には法人間の役割分担等を整理するものを作っていると思いますし、町内会の方と協働するときも町内会の方にやっていた

だくこととNPO法人がやることを整理されていると思います。

例えば、打ち合わせの記録などでも確認できると思います。

(浜田委員)

「等」と入っているのを拡大して読めるのですが、ピンとこない場合もあります。町内会のようなものが含まれるのか、含まれないかについては、読んだ人はわかりづらいのではないかなという印象を受けました。

例えば、NPO法人、企業も含めた協議会の議事録で協働でやろうとしている内容が分かるのであれば、この「等」の中に入るということでいいですか。

(事務局：福田主幹)

十分だと思います。

(浜田委員)

企業と印鑑の付いたものをやりとりすることは少ないと思います。通常の場合は、協議会などの会議の場で行うことが多いものです。「協定書等」に、二人ぐらいの印を押した議事録が入るとよいと思います。

(事務局：福田主幹)

確認できるものがあればよいと考えています。

(浜田委員)

そうであれば、できるだけわかりやすく書いていただいた方がよいですね。

(事務局：福田主幹)

わかりました。

(小林委員)

資料3の1ページの「3運営組織及び経理が適切」のウについては、参考資料4では公認会計士か監査法人の監査ありという団体が234団体あるということになっていますが、これはあり得ないと思います。

調査の結果でおかしい部分があれば、本当にこうだろうかと考えてほしい。

本当に残念なのですが、NPO法人の中にはアンケートが来て質問項目さえもよく理解しない団体がたくさんあるので、そうした回答がこういうものに反映されてしまうと間違ったデータをもとに議論せざるを得ないということになります。

次に、複式簿記についてですが、これについては別件で道庁とやりとりしていますが、「青色申告法人と同等に取引を記録し及び書類を備え付けて」ということをどの程度弾力的に運用していただけるかということになると思います。

パブリックサポート等がクリアできないので条例個別指定でやりたいという、極めて小さな団体である場合を想定しますと、調査結果によると回答団体の3割ぐらいが単式簿記でやっている中で、このような基準を設けられると、こういう団体はほとんど書類を用意できないという事態になると想定されます。

青色申告相当の「相当」というところを是非道庁としてくみ取っていただいて、税務署じゃないんだから、小さい団体であれば明瞭で間違いがなければいいわけなんだから、是非考えていただければありがたいと思います。

(笹山委員長)

帳簿については、今はソフトが発達しておりますね。

(小林委員)

他府県では規模の要件として150万円以上の支出規模を定めているところがありますが、規模としては一人分の人件費程度ですから、そうしたところは複式簿記はやっていませんし、単式簿記で十分明瞭な会計はできます。

(笹山委員長)

認定の要件ではどうなっているのですか。

(事務局：福田主幹)

認定の要件と同じにしています。

資料1でご説明しましたが、条例個別指定を受けた法人については認定NPO法人を目指していただくという考え方ですから、少なくとも運営等の基準についてはそれと同等の基準をクリア

していただくということで前回の委員会で整理されてことをベースに作っています。

ここは、エカオをクリアするという位置付けを考えています。

(小林委員)

さきほど浜田局長から、1月23日に道として初めて南富良野町のどんころ野外学校を認定したのご報告がありましたが、他の団体も今認定申請を出そうとしています。

道の方から要求されるのが総勘定元帳と仕訳帳を出せということなんです。

総勘定元帳とか仕訳帳という言葉を使わなくても明瞭なものが作ってあれば、そこから貸借対照表も作れますし、特に小さな団体は必要ないと思います。

例えば、法人税法の施行規則の別表22というのがありまして、これは税務署でさえ零細企業に対しては総勘定元帳を義務づけていないのです。

税務署長が承認した場合は軽便な方法でよいとしています。明瞭な帳簿が備え付けられていればよいとしていただきたい。

(笹山委員長)

私は本業が会計士ですが、制度は別にしまして、通常は、現金出納帳は当然つけますので、(ソフトに)それを入力すれば総勘定元帳は簡単にできると思いますが。

(小林委員)

会計ソフトを使えばできますが、会計ソフトを使うためにはその団体には複式簿記の仕分けの知識がある者がいなければ作れませんし、小さな団体にはそうした人がいないところが多い。

でも、きらっと光るよい活動をしている団体もあるんですよ。

むしろ、そういう団体がこういう制度を活用してしっかり活動して大きくなっていけば、当然、会計担当の職員も入れるし、会計ソフトも導入することになるわけですから、そこに対する配慮をお願いしたいです。

(笹山委員長)

青色申告会の利用は考えられないのですか。

(小林委員)

考えられません。NPOは非営利を目的としているので企業とは違います。

税法上の収益事業をやっていない、寄附を集めながら活動しているところですので、もちろん事業をやっているところを排除するものではありませんが、青色申告会とか税務署と関係ない世界でやっています。収益事業の開始届も出していません。税務署はアンタッチャブルなんです。

事業型NPO法人、例えば年間の事業規模が大きくなれば消費税等のことも出てくるので複式簿記や会計ソフトの利用を薦めています。

(事務局：福田主幹)

いずれにしても決算はしていただきますので、科目整理や相手方の整理は必要になってきます。

現時点では、総勘定元帳と仕分帳を用意するという内閣府のQ&Aに添って事務を行っていますが、ご意見もありましたので内閣府に照会しようと思います。

会計経理は明確であって誰にでも説明できる資料を作っておく必要があると考えています。

小林さんのご意見とは相容れない部分があるのでどうしようもありませんが、私どもとしましては認定基準に添った考え方で個別指定を進めないとすぐに認定に行けなくなる可能性があるかと心配しているわけです。

いずれ整理しますが、今のところはこう考えています。

(笹山委員長)

収支がわかるエクセルで作成するということですが、財産目録はあるのですか。

(小林委員)

普通のNPO法人も義務づけられていますので作ります。

(笹山委員長)

要するに青色申告というのは、基本的に白と青の違いは、白は損益計算書だけ、青は貸借対照表をつけるというのが基本ですから、財産目録、貸借対照表を整理した帳簿になりますね。

(小林委員)

今、小さな団体が認定NPO法人の申請している段階で、道庁が総勘定元帳と仕訳帳を出せと指導されているわけです。

ところが、実績判定期間である過去2年間にはそういうことを想定していないので、作っていない法人もあるわけです。急に出せといわれてもどうやって作ったらいいかかわからないという事例もあるので配慮していただきたい。

(事務局：福田主幹)

私ども、出せといっているわけではなく、「見ますよ」と言っているだけです。基本的には内閣府の資料に基づいて行っています。やっていなかったということであれば、会計の方が心配になりますが、実態としてはなかなか難しい要素があったと思っています。

(浜田委員)

内閣府が「青色申告法人と同等に」としている理由を整理してほしいと思います。

内閣府としては、将来、地方税の優遇を受ける認定法人を目指すのであれば最低、複式簿記ぐらいはクリアしてくださいという考え方ではないかと思っています。

これと、今あったような、もっと小さいところから支援していくという考え方との問題で、たぶん面倒だから許してくれだとかそういうことではないと思います。

道庁の組み立てとしては、将来認定NPO法人を目指せるところなので、この税優遇を受ける法人になるための基準のあり方として、どちらをとるかということだと思います。

どこまで整理するのかという議論のあるところですし、または行政としての判断なのかと思います。

個別指定することによって、どのくらい税収が減ることを覚悟しているのですか。

これは行政としてのコストですが、これによってNPO活動が良くなり地域が良くなるというコストだと思います。この法人をどのくらいまで増やしていこうと思っているのですか。

どのくらいの目標を設定して、この目標を達成させるための税の軽減によるコストやこの制度を運営していく人件費も含めた費用対効果の考え方をお聞きしたい。

(浜田局長)

最終的には、税収の影響額ということも考えていかなければならないのかもしれませんが、今私どもが進めている個別指定の考え方に則ると、認定NPO制度ができて未だに全国的に認定法人の数が少ないということに着目して、税の優遇措置というものを受けてNPO法人による活動を推進しようという立場で、この認定NPO制度をいかに進めていくかということが今の立ち位置です。

今はそこに向けての検討ですので、費用対効果という論議は最終的には出すことになるのかもしれませんが、今はまだ入口の段階です。

(浜田委員)

まだ考えていないということですか。施策としてやるのに、税収減がいくらになるのかとか考えていないわけではないですよね。

(浜田局長)

施策としては、NPO法人による活動の推進の施策を私どもは所管していますので、認定NPO制度はできたけれどもなかなか制度が浸透していない、というのはこの検討委員会の立ち位置だと思います。

(浜田委員)

コスト計算もしないで、どういう条件にするかを考えること自体がナンセンスだと思いますよ。おそらく軽微なのでしょうが、あまりに広げすぎると軽微じゃなくなっていくから、どこまでにするかという判断だと思います。

道としてどこまで受け止められるかという話なのだろうと思います。

(事務局：福田主幹)

単純計算で割り返したという程度の数字ですが、2千円以上の寄附者の人数と金額を積み上げますと、470万円でした。

(浜田委員)

たぶん人件費の方が多いですよ。さほどでもないからどうでもいいでしょ、なんて言ってるつもりはありません。

この条件にするとうなる、というコスト意識をもって考えてほしいと思います。

小林さんの意見に対しては、今はこれでスタートして、何とか会計だけきちんと落とし込んで

いこうと思うが、実績や運用状況をみて、最初目論んだものが上手くいかなかったら、改善するというのが本来の行政としての説明じゃないかと思います。

入口からあまり広くするというのは制度としてはいかがかなと思います。

(小林委員)

内閣府の考え方は明らかで、昨年4月以前の制度が国税庁長官認定だったので、それに引きずられているだけなのです。

自治体に移管された段階で頭を切り換えなければならない話です。

青色申告というのはそういう流れで出てきたものがそのまま残っているだけです。

(浜田委員)

私としては税収減、人件費を含めたコストの見通しを立てながら、施策の優位性や展開性を考えて行く必要があると思います。青色申告などの基準は条例に記載されるのですか。

(事務局：福田主幹)

手続条例の中で記載されると思います。

(浜田委員)

そうすると変えるということも簡単にできないのですね。

(事務局：福田主幹)

条例個別指定を受けただけでは、寄附金額から2千円を差し引いた4%しか寄附者は道税のメリットがないので、やはり認定を目指していただき、所得税40%、市町村指定を含めて合計50%の控除を受けて、NPO法人が活動を活発にさせていただいて、はじめてこの条例個別指定の成果があがるものではないかと思います。

そういうことを目標にしていかなければならないということだと思います。

(浜田委員)

複式簿記については、道庁としては認定NPO法人を増やして行きたいという考えで、経理の複式簿記というものを落とし込んだという考えなのかどうかということで、単純に内閣府が言うからそうしましたというよりは、基準のあり様としてきっちり説明されたらよろしいんじゃないでしょうか。

(事務局：福田主幹)

認定NPO制度は今、各都道府県、政令都市が認定事務をしております、同じ基準でやっていますので崩せない部分です。

これに、小林委員がおっしゃっている部分が入ってくるかどうかということは確認します。

基本的には複式簿記が原則だと思います。

やはり、決算するにしても科目はきちんと分けなければなりませんし、小林委員はエクセルでできるとのことですが、エクセルでできるのであれば科目仕分けもできるのではないかと思います。

(小林委員)

検査のときに、総勘定元帳とか仕訳帳を用意しなさいというからまずいので、道庁のやり方というのは形式主義ですよ。実態をみてほしいと思います。実態をみる力があるかどうかを試されることだと思います。

(笹山委員長)

今ここで解決できないことかもしれませんが、これは入れざるを得ないというかたちでよろしいですか。

(小林委員)

青色申告同等にというところを上手く運用でやっていただければいいです。

(笹山委員長)

この記述はこのままでよいが、あとは個々の運用で対応するというでよろしいですか。

(浜田局長)

会計の明確化をするためにどうしたらよいかということですよ。

(小林委員)

正確な会計処理がなされているということが大前提なので、それがあればいいんじゃないかなと思います。

総勘定元帳とか仕訳帳という言葉のものがなくても、それに匹敵するものがあればいいと思います。

(三膳委員)

霧多布は北海道の認定NPO第1号だったのですが、監査法人や会計士はないのですが税理士がいたので会計は明確でしたので、当時は国税庁でしたので、それで通りました。

このように文字になると、事務担当が替わっていくと、文字どおりの書類を要求するようになるのかなと思います。

認定を目指すのですから、普通のNPO法人よりもハードルの高いものを目指して認定NPO法人になってほしいと思います。先輩NPO法人としてはそういうところはあります。

(小林委員)

参考資料6の38ページ、認定NPO法人を受けたいと思うかという設問に対し、認定を受けているというのは27もあるというのはどういうことですか。実際は8法人ですよ。

(事務局：林主査)

回答のとおり反映しております。認識違いだと思います。

(小林委員)

回答したNPO側の問題なのですが、この調査自体がかなりいい加減なものだと思います。

(浜田委員)

このためにこの基準があると明確に示してもらったほうがいいですね。

内閣府が決めているからだけではなくて、条例化するわけですから、考え方や入口はなんとかしても会計基準を上げるところからやりたい、という政策意図をもってしっかりと説明することが必要だと思います。

(小林委員)

浜田委員のご意見はわかりませんが、僕は経済産業省がベンチャー企業を支援するようなどを考えていただきたい。今話していることは、NPOベンチャーのようなものを最初切り捨てて2年たってからおいで、というのか、芽がありそうだから条例個別指定で支援しますよということだと思います。

全体を緩くしてほしいとか、調査票でわかるとおりいい加減なNPOが多いからそんなところに条例個別指定してほしいとかは全然思わないので、それはきっちりやっていただきたい。

ただ、ハードルを高めることによって芽がでないというところを、何とかしていただきたい。

(浜田委員)

扱いとしては、寄附した人の税金が控除されるといっても、各NPO法人に間接的に税を投入するというのと同じなわけですから、それに対する透明性のあり方、これはエクセルベースの単式でよいのか、最低複式簿記で明瞭性を確認すべきなのか、どちらに基準をおくのかの違いなのかと思います。

どのように運営するのかにつけるので、きちんと説明することでご理解いただけるかと思います。

(笹山委員長)

どのような寄附がされているのかという統計を見たことがありまして、日本人の寄附の6割が宗教法人、その次が海外支援であったかと思います。

寄附ということから言えば、そういう制度があって寄附の移動が出てきて地域が活性化されるとよいと思います。

もう一つは、青色申告につきましては、一般企業におきまして自分がやっていることが見えないということがよくあることで、帳簿でみることは非常に大切になってきます。

ベンチャーのお話もありましたが、そもそもベンチャーの経営計画から複式簿記で資金計画を含めてたてていくのが一般的なことなのかと思います。

できるならば、青色申告で、できないところは同等のものということで加味することは構いませんが、やはり帳簿付けというのは青色申告というのは基本にしていけないと事業自体が伸びないのではないかと思います。

(小林委員)

それは大丈夫ですから。

(浜田委員)

「青色申告法人と同等に取引を記録し」の部分は判断の余地がないのではないですか。

青色申告は必要はないけれども青色申告をできるようにしなさいということで、それは複式簿記なので、それ以外に運用で判断するというにはおそくならないのではないですか。

(笹山委員長)

簡易な青色申告というのがありまして、同等にというのはそういうことを指しているのではないかと理解しています。

(小林委員)

税務署長が承認したものについては簡易な青色申告が認められていますので、こちらでもそういうことを念頭にやっていただきたい。

(浜田委員)

同等かどうかという客観的な判断ができないですね。

(小林委員)

会計の知識のある人が見ればできますから。言葉が総勘定元帳とか仕訳帳でなくてもいいはずですよ。

(浜田委員)

内閣府は一定の言葉を使って、どのような法人を税優遇の対象とするのかという考えがあるはずなので、その辺りを確認いただきたい。判断の余地がないのに、ここでどうにかしますといってもうまくいかない。

(小林委員)

資料3の2ページ目の2の公益性要件についてですが、前にも議論していますので私の個人的な意見として述べさせていただきますが、ここにあるアとイについては必要ないと思います。

離島なんかでは、そこできらっと光る活動をしていけば、京都府の例であったと思いますが、この3千円以上の寄附者を25名以上に軽減するというようなことも考慮していただければと思います。

(笹山委員長)

これについてはいかがですか。

(事務局：福田主幹)

先ほど、審査の話で申し上げましたとおり、きらりと光ることを道がどのように判断するのかということは非常に難しいところだと思います。

札幌市のように、そういう面での審査の場を設けるところであればできるかもしれませんが、団体の活動を掌握し軽減する基準を設ける難しさというのは間違いなくあります。

ですから、そういう法人は身近な市町村に指定していただければいいと思います。

(小林委員)

それでは、1の公益性要件のウとして、道内の市町村が条例個別指定をしている、と入れていただきたいと思います。

(事務局：福田主幹)

道としては、認定NPO法人を目指していただく法人を条例個別指定するという考えですので、道の指定基準に市町村の指定を受けた法人を加えるということは考えていません。

加えようとする目的は何でしょうか。

(小林委員)

認定を目指していただきたいという目的はいいのですが、それまでには5年、10年とかかるわけですから、市町村だけの個別指定の団体で認定NPO法人にならない団体の寄附者についてはその市町村の納税の6%分しか寄附控除がありません。市町村が指定した法人を道も指定していただければとあえず認定を受ける前に10%の控除が受けられます。

(事務局：福田主幹)

目指すところは認定NPO法人なので、例えば市町村の個別指定を受けた法人が道の指定も受けて道民税の4%控除をほしいと思うのかもしれませんが、それを今の公益性要件の基準に並べることは難しいのではないのでしょうか。

それは、そもそも指定の目的が、認定のPST要件の半分の基準を設けて、認定を目指すこと

が可能な法人を支援するという考え方に立っていますので、難しいのではないかと思います。

(小林委員)

意見として、議事録に載っていれば結構ですから。

(笹山委員長)

要するに、市町村の基準で指定を受けた法人を道の指定基準の要件とするということになりますか。

(小林委員)

例えば、北見市の条例個別指定の要綱をみますと、道の基準とそんなに違わないのですが、PST要件の軽減要件はありません。

公益基準は道の基準と比べて緩いところもありますが、横並びのところもあります。

市町村と道との関係になると思いますが、札幌市は道が条例個別指定した法人は札幌市でも自動的に個別指定するという案をもってらっしゃいますね。

(札幌市：柴田係長)

自動的ではないです。市長が認めたものという扱いになると思いますが、そのような公益要件を設けようと考えています。

(小林委員)

地方自治体間同士の補完性の原理というのがありますので、例えば浜中町が認めたもの、これは緩いかもしれませんが認めているわけですから、北海道は大人の対応で市町村が認めたからいいじゃないかと言っただけだとありがたいな、ということです。

(笹山委員長)

この意見については、意見ということで考えさせていただきたいと思います。

そのほか、ございますか。

(武岡委員)

先ほど事務局からは否定的なご回答だったと思いますが、小林委員がおっしゃった過疎地域だとか離島については要件を緩めるようなことを設けたらいいのではということですが、私も京都府がそのようにしているので、それも有り得るのかなと考えていました。

北海道の特性などを盛り込んでもいいと思います。

今回の「北海道らしさ」を盛り込みたいという話がありましたが、まだ盛り込めていないところで、私も北海道ならではの特性とは何かを考えたのですが、例えば面積が広い、過疎地域市町村の割合も多い、全国の平均ですと45%ですが、北海道の場合は過疎地域の市町村の割合が8割と高いです。

離島や一定の面積を超える市町村、過疎地域市町村については要件を緩和するというのもあり得ると思います。

もう1点、公益性要件のイですが、3千円となっているのですが、北海道の特性を考えると平均年収が全国平均より低いということを考えると、3千円がナショナルスタンダードであるとする北海道的場合は下げてもいいのかなと思います。

ただ、3千円から2千円引かれてしまいますので、鳥取県が1千円にしていますが2千円を超えないと戻ってこないというのがありますが。

(事務局：福田主幹)

この指定を受けていただく法人は認定法人になることを目指していただく法人を支援するという考え方に立っております。

北海道の場合はほとんど過疎なので、そこを軽減するとなると、ほとんど軽減になってしまうと思います。

金額の軽減のお話ですが、おっしゃるとおり2千円の控除がありますので、そこを超える額の寄附を受けていることが重要だと思います。要するに、寄附者にメリットがないと寄附が進まないと考えています。

やはり3千円というところは認定と同じ基準において、認定を目指してもらわなければならないと考えています。

(武岡委員)

寄附をする個人の側からすれば、一つのNPO法人に対して2千円でなくても、例えば千円の

寄附を複数のNPO法人にする場合もあるのですよね。併せて、申告することはできますよね。

(事務局：福田主幹)

申告できるのかもしれませんが、認定を申請する法人としては3千円以上の寄附者にはカウントできなくなるので難しいのではないかと思います。

(武岡委員)

日本は寄附文化がないと言われるので、金額を下げることで寄附をしやすくなると思います。

(事務局：福田主幹)

個別指定だけを考える場合はそうした考えもあり得ると思いますが、寄附をたくさん受けて認定を受けて活動を活発にしてもらうことを目的とするのであれば、金額を変えない方がよいと思います。

(武岡委員)

協働についてですが、「協働」といったときにイメージすることは行政と企業とか、行政とNPO、行政と大学研究機関と浮かべてしまうのですが、NPO同士、あるいはNPOと町内会の場合も「協働」として捉えるということによいのですか。

NPO同士で地域課題の解決に取り組むことで今まで行政が担っていた部分をNPOが担うのであれば、それを「協働」と見なしてよいとするのであれば、公益性要件の2のイの「等」にNPOや町内会を含めてしまうのではなく、「研究機関、他のNPO法人、地縁組織あるいは町内会等」ときちんと盛り込んであればわかりやすいと思います。

(事務局：福田主幹)

個々の表現ぶりについてはもう少し検討させていただきます。町内会は想定していましたが、どこまで入るかについては、NPO法人とNPO法人が特定非営利活動に添わないようなイベントを開催した場合にどうするのか、など色々考えなければならないことはあります。一緒に勉強会を開催したときはだめだろう、とか。そうすると、どういう範囲までというのはある程度明確にしなければならないと思っています。

(小林委員)

資料4の2ページについて、道民からの認知について、グレーゾーンがたくさん出てきて判断に苦勞するのではないかと思います。

エのボランティアについては、活動の延べ人数と実人数を記載していますが、小さい団体の場合は排除されてしまうのではないかと思います。大きな団体の場合であれば、ボランティアの数もきちんと記録をとっていると思いますが、年間数百万ぐらいの規模の団体がそうした記録を常時とるとするのはほとんど不可能に近いと思います。

最初から、そういう小さい団体は、もう少し大きくなってから条例個別指定に申請を出しなさいということになりかねないと思います。

(笹山委員長)

この基準を少し下げるといふご意見ですか。

(小林委員)

難しいのではないですかという意見です。

(事務局：福田主幹)

前回の検討委員会での、ボランティアの基準は必要だという意見を組み込むためにこの要件を入れました。数を確認する方法としては名簿が必要になります。

(小林委員)

ボランティアの定義として、有償ボランティアの扱いをどうするかということですか。

(事務局：福田主幹)

有償ボランティアについては、少し難しいですね。無償ボランティアの定義の中には交通費等の実費の支給はよしとして整理しています。有償ボランティアはどこまでの範囲をいうのか、従業員とどう違うのかの境界が分からないのです。

(小林委員)

労働者としての従業員とボランティアとは明確に分かれています。

労働者をボランティアとして扱うと労働基準法違反なのは明確ですので、NPOはしっかり分けて考えてもらわないといけないと考えています。

時給が最低賃金の719円ですが、750円の有償ボランティアもいますし、500円のボランティアもいます。弁当だけの場合も、交通費のみ支給する無償ボランティアもありだと思えます。

労働者制のことを他の府県でも書いてあるところがありますが、労働者として捉えたものをボランティアと書くとまずいと思えます。

賃金で払うべき時間で拘束して、指揮命令系統の下に置くのであれば完全に労働者制ができてますから、その場合は賃金で対応すべきと思えます。

(五十嵐委員)

資料4の5ページの無償のスタッフがボランティアの場合でも、事務局スタッフがいると考えるということによいですか。

(事務局：福田主幹)

「常勤」については、福祉事業所関係の厚生労働省の考え方が32時間以上を常勤としていますから、無給の常勤というのはなくはないとは思いますが、基本的には有給ではないかと思えます。雇用保険もかかってきますので。

無給だと時間を計る方法がなく、常勤かどうかの判断ができないことになります。

(小林委員)

NPOの場合は、成熟した団体と違って非営利や公益を担保して社会的に役に立つことをやるということをやっていますので、労働基準法を適用した給与を支払えない団体もあります。

支払えない場合については、有償ボランティアというのもありますし、小さな団体においてはいつも事務所にも収入が得られてない場合もあります。その多くは今回の条例個別指定にはなじまない団体かと思えますが、中にはあるのですよ。

例えば、ASLの患者さんのために意思伝達のための介助をする団体がありまして、そこは全道各地のASLの患者さんの病院やご自宅に出向いて意志伝達のしくみをボランティアや家族の方に教える活動をしています。

そこに出向くための交通費は寄附金で賄っている状況ですが、今のところ理事長は事務所にていますが無給です。

しかし、この方がいないとこの組織がもたないのです。

こういう法人が条例個別指定から認定をとってもらって寄附を集めて社会の認知が高まって事業としても成り立つようになればよいと思う団体もあります。

(五十嵐委員)

実際に運用となると難しい面もあると思えます。

客観的な基準でやるということは説明責任も果たせるという一方で、指定した方が将来的に伸びると思われるところが漏れるとか、色んなことができそうですから、この指定のために委員会を設けないにしても、総合的な視点で課題について検討する場が必要と思えます。

(事務局：福田主幹)

そうですね。例えば、理事で常時いるのだけれど無給であることもあり得ますので、何らかの確認は必要ですが、理事の場合は無給でも該当するのだろうと私は思っています。

今はそう判断しているのですが、いずれそういうことが判断できなくなることも出てくることも想定されますので、そうした機会を設けなければならぬ場合も将来でてくると思えます。

(五十嵐委員)

条例をやってみて、何か困難がでてきた場合は必要だと思えます。

(笹山委員長)

あとはありませんか。

時間も押していますのでおさらいをさせていただきます。

一番目として、「青色申告と同等の」という問題がありました。

この取扱について検討しなければいけない。

二つ目として、「公益性要件としての市町村の認定の扱い」という問題がありました。

三つ目として、「過疎地域の扱い」という問題がありました。これをどのようなかたちにするのかということです。

四つ目として、「協働の定義」がありましたが、これについては事務局の方で加筆する、ということでありました。

五つ目として、道民からの認知の基準としてボランティアの数の把握方法と有償ボランティアの整理について。

六つ目として、運用段階ではいろいろな問題があるので委員会までいなくても、検討会のようなものが必要ではないかという意見がありました。

抜けているものはございませんか。

さまざまなご意見をいただきましたが、今年度中に方向性を定めるということですので、今の点については、事務局で整理してもらいまして、それに対して意見をもらうというかたちでよいですか。

(事務局：福田主幹)

最終的に今回の検討委員会の結果を整理しますので、それに書き込むという形になると思います。

(小林委員)

少数意見についても書き込んでください。

(事務局：福田主幹)

議事録もつくりましますし、そうします。

(浜田委員)

今後の予定はどのようになりますか。検討委員会の報告書のようなものはできるのですか。

(事務局：福田主幹)

検討結果を整理したものを作りたいと思います。

(浜田委員)

でた意見を整理したものです。案をまとめるものではないのでしたら、整理した内容を示していただけば、それでいいと思います。

(事務局：福田主幹)

整理ができました段階で、内容を確認させていただいて最終のものをお見せしたいと思います。

(笹山委員長)

それでは、これで会議を終了させていただきます。

(長谷川課長)

笹山委員長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をいただき、ありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見は、事務局で整理させていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第4回NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会を終了いたします。